

規制の事前評価書（簡素化 C）

法令案の名称：災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案

規制の名称：医療関係者に対する災害救助法の規定による救助への従事命令

規制の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）

評価実施時期：令和7年4月

（該当要件）

vi

（該当理由）

- ・ 範囲の拡大を予定している医療関係者に対する災害救助法の規定による救助への従事命令については、災害救助法が適用された場合、かつ、都道府県知事等が必要と判断した場合にのみ発動されるものであるが、災害救助法については災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においてのみ適用されるものであり、規制の対象区域や内容がその時々で大きく異なるものであることから、viの適用要件に該当するものである。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
vi	規制の対象区域・内容が予測又は特定できないもの（様式2—③） ・ 災害発生時に発動される規制のように、災害の種類・程度により規制の対象区域・内容が大きく異なることから、事前評価を行うことに限界があるもの

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

＜法令案の要旨＞

- ・令和6年能登半島地震から得られた教訓を今後に生かし、今後も、大規模災害時に混乱する状況に備え、都道府県知事等が行う「医療」の実効性を予め法制上担保する。

＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

- ・災害救助法による救助は原則として都道府県知事等が行うこととなっているが、近い将来に発生することが懸念されている首都直下地震、南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震のような巨大地震が発生した場合には、都道府県知事等を含む行政機関等による救助が困難になる恐れがある。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

- ・上記課題に対応するため、災害救助法第7条に基づく従事命令の対象として災害救助法施行令第4条第2号で定める医療関係者の範囲に栄養士、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科技工士を追加する。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・災害救助法の規定による従事命令については、災害救助法が適用され、かつ、都道府県知事等が必要と判断した場合にのみ発動されるものであることから、現時点で効果の把握を定量化することは困難であるが、事後評価書を作成するまでに、実際にこの命令が発動した場合には、地方公共団体や従事命令を受けた医療関係者等からの聞き取り調査等により、当該命令に従事する者による活動内容や従事命令を下した回数等の実績を具体的に把握し、定量化を試みる。

3 負担の把握

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

- ・実際に従事命令が発動された後の活動に係る費用については、災害の種類や程度に加え、実際に救助に関する業務に従事する者の活動の内容によってその費用は大きく異なることから、具体的に算出することは困難であることに加え、後述のとおり、従事命令により救助に関する業務に従事した場合には、行政により実費弁償されることとなっていることから、遵守費用は生じない。

＜行政費用＞

- ・従事命令により救助に関する業務に従事した者がその業務のために必要とした費用や、業務に際して負傷等をした場合に要する費用については、第7条第5項の規定等に基づき、行政が支弁することとなっているところ、災害の種類や程度に加え、実際に救助に関する業務に従事する者の活動の種類や、それにより負傷等をする者の数等によって、その費用は大きく異なることから、具体的に算出することは困難であるが、事後評価書を作成するまでにこの命令が発動した場合には、精算監査等により、当該命令に従事する者による活

動内容や行政機関による実費弁償金等の実績を具体的に把握し、定量化を試みる。

<その他の負担>

- ・特になし

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・日本災害リハビリテーション支援協会（公益社団法人日本理学療法士協会、一般社団法人日本作業療法士協会、一般社団法人日本言語聴覚士協会等 13 団体）から、災害救助法施行令第 4 条第 2 号で定める医療関係者の範囲に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を追加する要望書が提出されている。他の職種についても関係団体と調整済み。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ —

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ —

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

- ・ 本規制の効果は、災害発生後において検証ができるものであり、3 年や 5 年など適当な年度で区切って見直すことが困難であることから、本規制の拡充の契機となった災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）の見直し条項の記載を基に施行後適当な時期に事後評価を実施する。